

証券コード 5334
平成29年6月7日

株 主 各 位

名古屋市瑞穂区高辻町14番18号
日本特殊陶業株式会社
取締役会長兼社長 尾 堂 真 一

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦一丁目19番30号
名古屋観光ホテル 3階 「那古の間」

株主総会の開催場所が前回と異なりますので、末尾の会場案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第117期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権の行使について

3ページ記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに行使ください。

(3) 議決権の重複行使について

書面とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

- ◎ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会時刻間際は大変混雑いたしますので、お早目にご来場くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。
- ◎ 当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書類をご提出ください。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.ngkntk.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会終了後の株主懇談会等の開催予定はございませんので、あらかじめご了承ください。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）〔※1〕から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスいただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します）

バーコード読み取り機能付きの携帯電話を利用して、QRコード〔※2〕を読み取り、議決権行使専用のウェブサイトへアクセスいただくことも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。



〔※1〕「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

〔※2〕QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS暗号化通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.evotv.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承下さい。
また、弊社から株主様へパスワードをお伺いすることはありませんので、ご注意下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたしません。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料、その他携帯電話による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

4. 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

5. システム等に関するお問合せ

ご不明な点等がございましたら、下記のヘルプデスクへお問合せ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9:00～午後9:00、通話料無料）

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国においては公共投資が景気を下支えする構図に変わりはありませんが、輸出においては米国向けを中心に増加傾向にあり、底入れの動きがあります。米国においては内外景気の持ち直しから製造業の景況感は回復し設備投資も持ち直しました。さらにトランプ政権の経済政策への期待などから株価は引き続き上昇、個人消費も底堅く推移しました。欧州においては製造業での持ち直しはあるものの、賃金の伸び悩み、物価上昇は個人消費の重荷になっています。また、政治情勢の不安から先行き懸念は拭えない状況となっています。一方、わが国経済においては製造業での輸出の持ち直しや株高、好業績を背景に景況感は改善、また、公共事業の増加を背景に非製造業も堅調であり、消費関連は持ち直ししています。

当社グループが主要な事業基盤とする自動車業界においては、世界の自動車販売は中国及び欧州市場の主要国では堅調に推移しましたが、米国においては前年度に対し若干下回る結果となりました。一方、わが国においては年度の後半は堅調に推移し、販売台数全体では前年度と比べ上回る結果となっています。

また半導体業界においては、特にスマートフォン市場において中国メーカーが躍進しています。

その結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は3,729億19百万円（前連結会計年度比2.7%減）、営業利益535億95百万円（前連結会計年度比19.1%減）、経常利益555億59百万円（前連結会計年度比13.8%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は自動車関連において一昨年に買収したWells社ののれん等資産を、経営環境の著しい変化により減損損失として201億87百万円を特別損失に計上したこと等により256億2百万円（前連結会計年度比16.9%減）となりました。

事業別の状況は以下のとおりであります。

事業区分	売上高（百万円）		対前連結会計年度比(%)
	平成27年度 (第116期)	平成28年度 (第117期)	
自動車関連事業	322,856	318,149	△1.5%
テクニカルセラミックス関連事業	56,631	51,305	△9.4%
半導体関連	23,828	19,449	△18.4%
セラミック関連	32,802	31,855	△2.9%
その他の事業	3,785	3,464	△8.5%
合計	383,272	372,919	△2.7%

(注) 平成28年4月より、テクニカルセラミックス関連事業において、従来、半導体関連に含めていた半導体製造装置用部品についてはセグメント管理区分を見直し、セラミック関連へ変更しました。なお、平成27年度(第116期)の事業区分は、平成28年度(第117期)の事業区分に基づき作成したものを記載しております。

<自動車関連事業>

当事業は、中国を中心とする好調な新興国市場の新車販売を受け、当社販売も堅調に推移しました。また、補修用製品の販売も、中国市場及びA S E A N地域での好調な販売を受け堅調に推移しました。北米については自動車販売台数の伸びは鈍化したものの、補修用製品の販売が堅調に推移しました。しかしながら、為替相場において、前年度に比べ円高に振れていることから、売上高及び営業利益の減少要因となっています。

この結果、当事業の売上高は3,181億49百万円(前連結会計年度比1.5%減)、営業利益は579億88百万円(前連結会計年度比18.5%減)となりました。

<テクニカルセラミックス関連事業>

半導体関連

当事業は、客先所要の低迷により売上高は伸び悩みましたが、7月より収益責任を負う事業子会社を設立して生産拠点を見直し、生産性を向上させたことと、製品の選択と集中による原価低減に努め、前連結会計年度比で赤字幅を縮小しました。

この結果、当事業の売上高は194億49百万円(前連結会計年度比18.4%減)、営業損失は48億42百万円(前連結会計年度は71億16百万円の営業損失)となりました。

セラミック関連

当事業は、工作機械向け及び産業機器向けの出荷は堅調に推移したものの、前連結会計年度比で為替が円高に動いたことに加え、設備投資の増加による減価償却費負担の増加が収益を押し下げました。

この結果、当事業の売上高は318億55百万円(前連結会計年度比2.9%減)、営業利益は4億円(前連結会計年度比83.4%減)となりました。

<その他の事業>

その他の事業については、売上高は34億64百万円(前連結会計年度比8.5%減)、営業利益は49百万円(前連結会計年度は1億58百万円の営業損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、自動車関連事業の増産対応設備を中心に363億28百万円の投資をしております。主な内訳は自動車関連事業275億77百万円、テクニカルセラミックス関連事業87億47百万円(内訳：半導体関連23億64百万円、セラミック関連63億83百万円)であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備投資及びM&Aの資金需要として、シンジケートローン80億円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

①第7次中期経営計画

当社グループは、創意工夫・改善という変化を積み重ね、顧客視点に立ち「良い品質」を届けることで、今日の日本特殊陶業グループを作り上げてまいりました。これこそが当社グループの基本であり、この先もこの「基本」を忘れずに様々な課題に取り組まなければなりません。そこで当社グループは、2020年のありたい姿として、「ものづくり企業」、「高収益率企業」、「人“財”企業」を掲げ、その実現のためのプロセスとして、3年ごとに現業の掘り下げと新ビジネスの種まきを目指す「深化」、新製品・新ビジネスの立ち上げを目指す「新化」、そして、現業と新ビジネスの加速度的な発展を目指す「進化」の3つのステージに分けた『日特進化論』を策定しており、2020年に全てのステークホルダーに対して、真価（真の価値）を提供することを目指しています。

当連結会計年度は、「進化」の3年とその先の「真価」を見据えた5カ年計画（第7次中期経営計画）の初年度となり、具体的には次の基本方針と取組課題を掲げて各種施策を実行してきました。

(基本方針)

- (1)既存事業のさらなる強化
- (2)新規事業の創出
- (3)強固な経営基盤の構築

(取組課題)

- (1)既存事業のさらなる強化
 - ・自動車関連事業における新興国市場でのシェア拡大
 - ・環境規制対応製品の強化
 - ・Wells社を活用した自動車関連製品の拡充
 - ・セラミックパッケージ事業の再生
 - ・NTKセラテック社を活用した半導体製造装置用部品の拡充
- (2)新規事業の創出
 - ・「環境・エネルギー」、「医療」、「次世代自動車」分野での事業化の実現
- (3)強固な経営基盤の構築
 - ・グローバルな全社最適視点でのスピード経営の実行
 - ・フェアな処遇によるグローバルでの人材活用
 - ・責任と権限の明確化及び横串での統括管理機能を目指した組織改編

上記の基本方針と取組課題のもと、自動車関連事業においては、中国をはじめとした各地域で前連結会計年度を上回る販売を達成しました。テクニカルセラミックス関連事業における半導体関連は、再生計画を計画通り実行し赤字幅の縮小を達成しております。引き続き外部経営人材のもと生産拠点の見直しや製品の「選択と集中」を実施し、2020年3月期での通期黒字化を目指してまいります。

新規事業の創出については、燃料電池事業部を新設し、三菱日立パワーシステムズ社との提携を通じて、燃料電池事業の早期の上市に向けて取り組みを強化しています。また、事業開発事業部を新設し、当社のコア技術と市場ニーズの両面を意識した事業構想で新規事業の創出に向けた体制を整えました。

経営基盤の構築については、前連結会計年度まで「自動車関連事業本部」と「テクニカルセラミックス関連事業本部」の2つの事業本部を置く、事業本部制を採用していましたが、当連結会計年度より事業本部制を廃止し、事業部を細分化することで責任と権限を明確化し、経営のスピードアップを図りました。

今後は、各地域に権限を委譲する「RHQ（リージョナルヘッドクォーター）」を推進してまいります。

②多様な人材が活躍できるフェアな企業風土

持続的成長を続けるためには、人種・世代・性別などを超えた多様な人材がグローバル視点

で変化を先取りし、積極的に議論を戦わせながら課題をやり切り、最大の経営資源と認識している従業員がさらなる飛躍に向けて挑戦できるフェアな風土と仕組みの構築が必要です。

2013年より継続して女性活躍推進のための取り組みを行い、女性自身の意識改革のみならず、企業の風土・意識・環境を変えることに努めてきました。また、グローバルでの人材開発を目的とし、主要海外グループ会社の人事責任者による「グローバル人事会議」を定期的開催しています。働き方改革の面では、長時間労働の削減・柔軟な働き方の設定に向けて新たな組織を立ち上げ、多様な人材が活躍できる環境づくりを行っています。

③その他

当社は平成28年11月にブラジル経済擁護行政委員会との間で、自動車用スパークプラグの過去の一部取引に関して、ブラジル競争保護法違反の疑いがあるとして、和解金を支払うことで同委員会と合意いたしました。また、平成29年1月には韓国におきまして、自動車用酸素センサの過去の一部取引に関して、同国の独占規制及び公正取引に関する法律に違反する行為があったとして、韓国公正取引委員会より課徴金を課す旨の発表がありました。

これら一連の件に関しては株主様をはじめ、関係者の皆さまには多大なるご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、法令遵守を重要な経営課題と位置付けており、今後も企業の社会的責任を果たし、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、再発防止策の徹底と全社に対するコンプライアンス教育、啓発活動を継続して実施していくことで、信頼回復に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 (第114期)	平成26年度 (第115期)	平成27年度 (第116期)	平成28年度 (第117期)
売 上 高(百万円)	329,758	347,636	383,272	372,919
営 業 利 益(百万円)	51,661	62,196	66,284	53,595
経 常 利 益(百万円)	54,960	67,907	64,483	55,559
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	32,704	36,753	30,815	25,602
1株当たり当期純利益	150円26銭	168円88銭	141円60銭	119円44銭
総 資 産(百万円)	458,148	485,497	526,103	563,801
純 資 産(百万円)	302,793	343,380	341,044	354,710

※平成27年度（第116期）に行われた企業結合について、平成28年度（第117期）において暫定的な会計処理の確定を行っております。平成27年度（第116期）については、この暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
自動車関連事業	11,876	(増) 385
テクニカルセラミックス関連事業	2,905	(減) 3
半導体関連	1,102	(減) 373
セラミック関連	1,803	(増) 370
その他の事業	145	(増) 20
合 計	14,926	(増) 402

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要製品	
自動車関連事業	<p>(プラグ及びプラグ関連品)</p> <p>自動車・航空機・船舶・ロケット用等スパークプラグ、ディーゼルエンジン用グロープラグ、クイックグローシステム、プラグキャップ、プラグコード、点火コイル 等</p> <p>(自動車用センサ)</p> <p>ジルコニア酸素センサ、全領域空燃比センサ、ノックセンサ、広範囲排気温度センサ、NOxセンサ 等</p>	
テクニカルセラミックス関連事業	半導体関連	<p>(ICパッケージ及び回路基板他)</p> <p>高温同時焼成セラミック (HTCC) パッケージ・基板、イメージセンサ用パッケージ、LED用パッケージ、高周波・オプトデバイス用パッケージ、ウェハテスト用大型基板、低温同時焼成セラミック (LTCC) 基板 等</p>
	セラミック関連	<p>(産業用セラミック他)</p> <p>セラミック切削工具・サーメット切削工具・CBN切削工具、スローアウェイドリル、スローアウェイエンドミル、フライスカッタ、ベアリングボール用コロ、静電チャック、半導体製造装置用部品、セラミックヒータ、超音波センサ、超音波振動子、イグナイタ、人工骨、酸素濃縮装置、医療関連製品 等</p>

(8) 企業集団の主要拠点等

当 社 本 社 愛知県名古屋市瑞穂区高辻町14番18号

国内営業拠点 東京、大阪、広島、福岡、仙台、札幌

国内製造拠点 本社工場（愛知県名古屋市）

小牧工場（愛知県小牧市）

鹿児島宮之城工場（鹿児島県薩摩郡さつま町）

伊勢工場（三重県伊勢市）

セラミックセンサ(株)（愛知県小牧市）

(株)日特スパークテック東濃（岐阜県可児市）

(株)日特スパークテックWK S（愛知県小牧市）

(株)神岡セラミック（岐阜県飛騨市）

N T Kセラミック(株)（愛知県小牧市）

C S中津川(株)（岐阜県中津川市）

(株)N T Kセラテック（宮城県仙台市）

海 外 拠 点 米国特殊陶業(株)（米国）

Wells Vehicle Electronics, L.P.（米国）

米国テクノロジー(株)（米国）

英国NGKスパークプラグ(株)（英国）

欧州NGKスパークプラグ(有)（ドイツ）

フランスNGKスパークプラグ(株)（フランス）

ブラジル特殊陶業(有)（ブラジル）

上海特殊陶業(有)（中国）

オーストラリアNGKスパークプラグ(株)（オーストラリア）

友進工業(株)（韓国）

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況

名 称	資本金又は 出 資 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
セラミックセンサ(株)	2,500	100	自動車用センサの製造
(株)日特スパークテック東濃	50	100	スパークプラグ部品の製造
(株)日特スパークテックWK S	80	100	スパークプラグ部品の製造
(株)神岡セラミック	30	100	グロープラグ、機械工具の製造
N T K セラミック(株)	100	100	セラミックICパッケージの製造販売
C S 中 津 川 (株)	50	100	自動車用センサ部品の製造
(株)N T K セラテック	450	100	セラミック関連製品の製造販売
米国ホールディング(株)	66,500	100	持株会社
米 国 特 殊 陶 業 (株)	81,800	※1 100	自動車関連製品の製造販売
米 国 テク ノ ロ ジー (株)	3,000	※1 100	半導体関連、セラミック関連製品の販売
Wells Vehicle Electronics Holdings Corp.	100,000	100	持株会社
Wells Vehicle Electronics, L.P.	1	※2 100	自動車関連製品の製造販売
英 国 N G K スパークプラグ(株)	240	100	自動車関連、半導体関連、セラミック関連製品の販売
欧 州 N G K スパークプラグ(有)	6,000	100	自動車関連、半導体関連、セラミック関連製品の販売
フ ラ ン ス N G K スパークプラグ(株)	2,000	100	スパークプラグの製造、自動車関連、半導体関連、セラミック関連製品の販売
ブラジル特殊陶業(有)	30,849	100	自動車関連、セラミック関連製品の製造販売
上 海 特 殊 陶 業 (有)	1,900	100	自動車関連製品の製造販売、機械工具の販売
オーストラリアNGK スパークプラグ(株) (関連会社)	250	100	自動車関連製品、機械工具の販売
友 進 工 業 (株)	3,780	50	自動車関連製品の製造販売

(注) ※1は米国ホールディング(株)を通じての間接保有であります。

※2はWells Vehicle Electronics Holdings Corp.を通じての間接保有であります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高 (百万円)
シンジケートローン	32,848

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 390,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 212,224,064株
(自己株式 11,320,756株を除く。)
- (3) 株 主 数 13,110名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	16,752 ^{千株}	7.89 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,938	6.56
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	13,794	6.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,516	5.42
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,541	3.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,358	2.99
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	6,138	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	3,929	1.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,710	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,633	1.71

- (注) 1. 当社は、平成29年3月31日現在自己株式を11,320千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（11,320千株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等
該当事項ありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付した
新株予約権等
該当事項ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長兼社長 社長執行役員	尾 堂 真 一	経営戦略本部統括
代表取締役 取締役副会長	柴 垣 信 二	
代表取締役 取締役副社長 副社長執行役員	大 川 哲 平	社長補佐、内部監査室・経営戦略本部担当
取 締 役 副社長執行役員	河 尻 章 吾	特命担当、品質統括本部・機械工具事業部担当
取 締 役 専務執行役員	中 川 武 司	経営管理本部本部長、秘書室担当
取 締 役 専務執行役員	川 合 尊	企画統括本部本部長
取 締 役 常務執行役員	奥 山 雅 彦	技術開発本部担当、小牧工場長、株式会社日本エム・ディ・エム取締役
取 締 役	大 瀧 守 彦	Henry Schein Japan株式会社取締役
取 締 役	安 井 金 丸	公認会計士、ニチハ株式会社社外取締役
取 締 役	※玉 川 惠	株式会社丸屋本社取締役
常 勤 監 査 役	松 成 慶 一	
常 勤 監 査 役	水 野 文 夫	
監 査 役	佐 尾 重 久	弁護士
監 査 役	増 田 健 一	

(注) 1. 当期中の取締役・監査役の異動

- (1) 平成28年6月29日開催の第116回定時株主総会において、※印の玉川恵氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成28年6月29日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、取締役大島崇文氏が任期満了により退任いたしました。
2. 取締役大瀧守彦氏、安井金丸氏及び玉川恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役佐尾重久氏及び増田健一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 監査役増田健一氏は、金融業務に長く従事した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役兼務の者を除く平成29年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	鈴木 隆 博	産業用セラミック事業部担当、株式会社NTKセラテック社長
常務執行役員	成 田 宜 隆	米国ホールディング株式会社社長、米国特殊陶業株式会社社長
常務執行役員	天 野 孝 三	自動車営業本部担当
執行役員	石 田 昇	燃料電池事業部・製品技術本部担当
執行役員	山 崎 耕 三	NTKセラミック株式会社社長
執行役員	時 岡 伸 行	AEC事業部担当、自動車営業本部本部長兼市販技術サービス部部长
執行役員	松 原 佳 弘	製品技術本部・ファシリティエンジニアリング本部担当
執行役員	小 島 多喜男	技術開発本部本部長
執行役員	田 中 稷	プラグ事業部事業部長、グローバル事業部担当、本社工場長
執行役員	谷 口 雅 人	事業開発事業部担当
執行役員	松 井 徹	上海特殊陶業有限公司社長、特殊陶業実業（上海）有限公司社長
執行役員	加 藤 三紀彦	経営戦略本部本部長兼経営企画部部长
執行役員	角 谷 正 樹	欧州NGKスパークプラグ有限会社社長
執行役員	磯 部 謙 二	経営管理本部副本部長兼経理部部长、経営戦略本部広報部部长
執行役員	前 田 博 之	調達本部本部長、センサ事業部事業部長

6. 平成29年2月27日開催の取締役会において、田辺宏之氏が新たに執行役員に選任され、平成29年4月1日付けにて就任いたしました。

7. 平成29年4月1日付けの取締役及び執行役員の地位・担当等の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長兼社長 社長執行役員	尾 堂 真 一	
代表取締役 取締役副会長	柴 垣 信 二	
代表取締役 取締役社長 副社長執行役員	大 川 哲 平	社長補佐、内部監査室担当、経営戦略本部・技術開発本部統括
取締役副社長 副社長執行役員	河 尻 章 吾	特命担当
取 締 役 専務執行役員	中 川 武 司	経営管理本部本部長、秘書室担当、本社工場長
取 締 役 専務執行役員	川 合 尊	企画統括本部本部長、小牧工場長
取 締 役 常務執行役員	奥 山 雅 彦	メディカル事業部担当、東京支社長、株式会社日本エム・ディ・エム 取締役
常務執行役員	鈴木 隆 博	産業用セラミック事業部担当、株式会社NTKセラテック社長
常務執行役員	成 田 宜 隆	米国ホールディング株式会社社長、米国特殊陶業株式会社社長
常務執行役員	天 野 孝 三	自動車営業本部・機械工具事業部担当
執 行 役 員	石 田 昇	製品技術本部・燃料電池事業部担当
執 行 役 員	山 崎 耕 三	NTKセラミック株式会社社長
執 行 役 員	時 岡 伸 行	AEC事業部担当
執 行 役 員	松 原 佳 弘	ファシリティエンジニアリング本部・品質統括本部担当
執 行 役 員	小 島 多喜男	技術開発本部本部長
執 行 役 員	田 中 穰	センサ事業部・グロー事業部担当
執 行 役 員	谷 口 雅 人	マーケティング本部・事業開発事業部担当
執 行 役 員	松 井 徹	上海特殊陶業有限公司社長、特殊陶業実業（上海）有限公司社長、自 動車営業本部担当
執 行 役 員	加 藤 三紀彦	経営戦略本部本部長
執 行 役 員	角 谷 正 樹	欧州NGKスパークプラグ有限会社社長
執 行 役 員	磯 部 謙 二	経営管理本部副本部長
執 行 役 員	前 田 博 之	調達本部本部長、SCM本部・プラグ事業部担当
執 行 役 員	田 辺 宏 之	ブラジル特殊陶業有限会社社長

(2) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職の状況（平成29年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	大瀧 守彦	Henry Schein Japan株式会社	取締役
社外取締役	安井 金丸	二チハ株式会社	社外取締役
社外取締役	玉川 恵	株式会社丸屋本社	取締役

② 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	大瀧 守彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回出席し、グローバル企業における豊かな経験ならびに経営者としての高い見識に基づき、意見を述べております。
	安井 金丸	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、長年の公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、意見を述べております。
	玉川 恵	平成28年6月29日社外取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、企業経営者として培われた豊富な経験及び高い見識に基づき、意見を述べております。
社外監査役	佐尾 重久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、10回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち、10回出席し、監査の方針・方法その他の監査役職務の執行に関する事項について意見を述べております。
	増田 健一	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、金融機関で培われた経験や経営者としての見識を活かして、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、監査の方針・方法その他の監査役職務の執行に関する事項について意見を述べております。

(注) 当社は、平成28年11月にブラジル経済擁護行政委員会との間で、自動車用スパークプラグの過去の一部取引に関して、ブラジル競争保護法違反の疑いがあるとして、和解金を支払うことで同委員会と合意いたしました。また、平成29年1月には韓国におきまして、自動車用酸素センサの過去の一部取引に関して、同国の独占規制及び公正取引に関する法律に違反する行為があったとして、韓国公正取引委員会より課徴金を課す旨の発表がありました。

当社は法令遵守を重要な経営課題と位置付けており、社外取締役の大瀧守彦氏、安井金丸氏、玉川恵氏、社外監査役の佐尾重久氏、増田健一氏においても、日頃から取締役会等で法令遵守の重要性ならびにその徹底について意見表明を行っております。

当該事実発生後においても、社外取締役及び社外監査役の各氏はこれまでの法令遵守に関する発言に加え、海外の競争法を含む独占禁止法違反の根絶ならびに当社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進等について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役及び社外監査役を免責する旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
株主総会決議に基づく 報酬（賞与を除く）	11	520	4	76	15	597
賞与	6	73	-	-	6	73
計		593		76		670

(注) 1. 第106回定時株主総会の決議により次のように報酬の限度額が定められております。

- | | | | |
|-----|----------------|----|-----------|
| 取締役 | 報酬の総額（賞与総額を除く） | 月額 | 80百万円以内 |
| | 賞与総額 | 年額 | 1億20百万円以内 |
| 監査役 | 報酬の総額（賞与総額を除く） | 月額 | 10百万円以内 |
| | 賞与総額 | 年額 | 10百万円以内 |
- 上記には第116回定時株主総会終結の時をもって退任した1名の取締役に対する報酬を含んでおりません。
 - 上記のうち、社外取締役3名に係る報酬等の額は36百万円であります。
 - 上記のうち、社外監査役2名に係る報酬等の額は26百万円であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人報酬等の額 | |
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬 | 49 百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対する報酬 | - 百万円 |
| 合 計 | 49 百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 52 百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査、英文連結財務諸表の監査に対する監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬の金額はこれらの合計額となっております。

2. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬に監査役会が同意した理由

監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査実施状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがない場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を招く事象があったと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します。」をスローガンとする企業理念を実現するため、以下のとおり当社ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「企業行動規範」及び「CSR方針」を制定し、自らが模範を示すことで、コーポレート・ガバナンスを確立いたします。
- ② 取締役は、法令・定款に定める事項の決定及び監督を行うために、取締役会を定例の他必要に応じて随時開催すると共に、経営会議、執行役員会及び各種委員会など組織を横断した会議体を設け対応します。更に、企業も社会の一員であるという基本を忘れず、CSR推進規程により、企業理念に基づき当社グループの経済・環境・社会活動をグローバルな視点で再点検し社会への説明責任を果たすことを当社のCSRと定義し、社長を委員長とするCSR委員会を設置してCSR推進に関する重要事項を審議・決定しています。
- ③ 取締役の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数招聘しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る情報については、取締役会等の重要な会議の議事録及び社内決裁の記録を社内諸規程に従い適切に保存・管理を行い、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、業務執行上のリスクを管理するため、リスクマネジメント規程を制定し、定期的に平常時のリスク評価の実施及びその対応計画の実施状況をモニタリングすることで損失発生 of 未然防止に努めると共に、損失の危険性が現実化した場合には、直ちに全社横断的な対応をとり、損害を最小限にとどめ、事態の早期収拾を図り、解決した危機の再発防止に努めます。また、CSR委員会において定期的にリスクマネジメント体制の整備及び運用の監視を行います。更に、大規模地震等の自然災害または大事故に対する防災対策について、社内規程に定め災害発生時の従業員の初期行動を明確にし、被災後の事業の早期復旧を図る体制の構築をはじめ危機管理に関する体制の整備を行ってまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会の決議によって選任された執行役員に会社の業務執行の責任者として職務に当たさせます。また執行役員及び使用人の職務執行に関する役割分担を、執行役員職務権限規程及び業務分掌規程で定め、中期経営計画の策定や予算制度の運営により、目標を明確化して経営効率の向上を図ります。
- ② 取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、随時開催します。このほか取締役が参画する経営会議・執行役員会（毎月定例開催）及び各種委員会においても活発な議論を行い、速やかな状況把握と環境変化への対応に努めます。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、当社グループの全使用人の法令・国際ルール・社会規範及び社内諸規程等（以下、「法令等」という）の遵守及び倫理意識の高揚を促すため、推進体制を整備し、手引書の配布、社内研修等を通じて「企業行動規範」及び「CSR方針」の浸透を図ります。
- ② 取締役は、CSR方針に沿って実行していくにあたり、正しく推進されるようCSR委員会を通じて代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会がコンプライアンス違反の未然防止活動や違反行為があった場合の対応等について指導、監視してまいります。なお法令等違反行為が発見された場合には、是正・再発防止を講ずると共に社内諸規程により懲戒を行います。
- ③ 取締役は、社内及び社外を受付窓口とする内部通報制度としての企業倫理ヘルプラインを設置し、法令等に違反する行為またはそのおそれがある事項、ならびに従業者自身に及ぶ危険・脅威や心配事等の情報を受付けて、これらを早期に発見、あるいは不祥事を未然に防ぎ、企業活動の透明性を確保いたします。また、ヘルプラインの利用者に対して、通報・相談をしたことを理由に不利益な取扱いはいたしません。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役は、当社の方針ならびに諸法令に基づき子会社全般の適切で円滑な運営が実施されるよう、グループ各社に関する管理方針と管理組織について社内規程で定め指導、管理すると共に、関連制度の一体的な整備・運用に努めます。また、同規程においてグループ各社の重要な事項については、担当役員が取締役会などに報告することとしています。
- ② 取締役は、当社グループのメンバーで構成する各種会議体・委員会を開催するなど、情報交換・人事交流を推進することで、子会社との効率的な連携体制の確立を図ります。また、子会社への監査役の派遣ならびに当社の内部監査室による内部監査の実施等により、必要に応じて問題点の改善を図ります。なお企業倫理ヘルプラインについては子会社の役員及び使用人も利用するものとします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役は、監査役の要求に基づき、その職務を補助すべき専任の使用人を置きます。
- ② 取締役は、前号に定める使用人に対する指揮命令に関して取締役、執行役員及び使用人からの独立性を確保し、その異動、評価等を行う場合には事前に監査役の同意を得ます。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して重要な決裁書類を閲覧に供すると共に、業務及び財産の状況ならびに監査役の要求事項に対し適切に報告いたします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も、同様に監査役の要求事項に対し適切に報告するものといたします。また、監査役が出席する取締役会や各種委員会において重要事項の開示・決議を行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明いたします。
- ② 監査役に対して報告したことを理由に、その者に不利益な取扱いはいたしません。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役が取締役、内部監査部門及び会計監査人と情報交換を図る機会を確保いたします。
- ② 監査役がその職務を執行するために必要な費用は、監査役からの請求に応じて会社が負担いたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に従った運用状況の概要は下記のとおりであります。

(1) 職務執行体制について

- ① コンプライアンスに対する取組みの状況
当社では、「取締役会規程」において取締役会で決議すべき事項を明確にすると共に、各取締役からの業務執行報告を受けて業務執行状況の監督を行っております。
また、取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を3名選任しております。
このほか、CSR委員会においてCSR方針を推進するために年度の重点課題を決定し、CSRに関する活動の把握、評価、提言を行っております。

更に、法令等の遵守及び倫理意識の高揚を促すため、CSR委員会の専門委員会としてコンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてコンプライアンス活動の進捗報告及び内部通報等の情報の受付、処理の状況について報告がなされ、指導・監視を行うと共に、「企業行動規範」及び「CSR方針」の浸透を図るため、手引書としてコンプライアンスガイドブックを配布し、新入社員研修、階層別研修及び関係者へのテーマ別研修を行っております。

独占禁止法への対応については、海外の競争法を含めた独占禁止法違反行為の根絶を図り、信頼回復に努めていくための取組みとして、更なる体制の強化、同業他社との接触に関する社内ルールの運用、独占禁止法コンプライアンスマニュアルの作成及び社内研修の実施などを内容とする「競争法コンプライアンスプログラム」を2014年に策定し、当該事業年度においても同プログラムに基づき再発防止に向けた各種取組みを継続して実行しております。

また、内部通報制度として、企業倫理ヘルプライン制度運用細則を制定し、同細則に沿った運用がなされております。

② 職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社では、取締役等で構成する経営会議を月1回開催し、対処すべき経営課題や会社を取り巻くリスクに対して議論や事前把握を行い、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えると共に、取締役と執行役員等で構成する執行役員会を月1回開催し、業務執行に係る状況報告及び部門横断的な情報共有や意見交換を行い、全社視点での効率的な業務執行に努めております。

③ 職務執行に係る情報の保存及び管理体制

当社では、取締役会等の重要な会議の議事録及び社内決裁の記録については、社内諸規程に従い担当部門において保存・管理を行っております。

(2) リスク管理体制について

当社では、リスクマネジメントの運用の基準・手順を明確にしたリスクマネジメント規程を制定し、代表取締役社長をリスクマネジメントの最高責任者として定め、リスク管理部門を推進部署としてリスクマネジメント体制の整備、運用の推進を行っております。また、防災対策については、事業継続管理体制を社内規程で定め、災害発生時に迅速かつ効果的に対応できるよう、防災・減災対策を実施し、事業継続計画等を策定の上、定期的に教育・訓練を行うことで事業継続能力の強化を図っております。

(3) 企業集団の業務の適正を確保するための体制について

当社では、「グループ会社管理規程」においてグループ会社に関する管理組織について定めており、経営企画部門、経営管理部門、業務管理部門及びその他各部門の責務が明確にされ、規定された承認事項、指導事項及び報告事項の方針に沿ってグループ会社を指導、管理し重要な事項については担当役員が取締役会や経営会議などに報告をしています。

また、予算制度や人事制度などのグループとしての一体的な整備・運用を推進しています。

当社の内部監査室は、財務報告に係る内部統制の有効性評価を子会社も含めて実施するほか、業務監査等については、当社及び国内の子会社に対しては毎年実施し、海外の子会社にはローテーションを組んで実施しております。監査結果は、改善・是正の提言と共に経営層に報告され、当該部門の対策立案状況の確認を行っております。

(4) 監査役監査の実効性の確保について

当社では、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を1名配置し、当該使用人の独立性を確保するために人事評価等は監査役の同意に基づいて行っております。

また、監査役が取締役会の他、経営会議及び執行役員会ならびにCSR委員会等の重要な会議に出席する機会を確保し、これらの会議を通じて監査役への報告・情報提供を行うと共に、監査役からの求めに応じて適宜報告を行っているほか、取締役（社外取締役を含む）との間で定期的に意見及び情報交換を行う機会を設けております。

更に、監査役は内部監査室との月例会において監査情報の共有を行うと共に、四半期毎に開催する会計監査人及び内部監査室との会合において情報交換を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における最重要政策のひとつと認識し、安定的な配当の継続を基本方針として株主の皆様の期待に応えてまいります。一方で収益に応じた利益の還元も重要と考えており、連結での配当性向30%以上を目標にして、基本方針である安定的な配当水準や、将来の成長に必要な研究開発、事業拡大・合理化のための設備投資及び出資に充てる内部留保を総合的に考慮した上で、中間及び期末配当を継続的に実施していく方針であります。また、資本効率の向上を図るために自己株式の取得も有効と認識しており、必要に応じて実施していきたいと考えております。

こうした利益還元をより機動的に行うために、剰余金の配当等に関しては定款の定めるところにより、取締役会の決議事項としております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	306,570	流 動 負 債	85,577
現 金 及 び 預 金	45,733	買 掛 金	30,045
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	91,594	短 期 借 入 金	11,259
有 価 証 券	57,210	未 払 法 人 税 等	7,697
た な 卸 資 産	86,857	そ の 他	36,574
繰 延 税 金 資 産	11,023	固 定 負 債	123,514
そ の 他	14,614	社 債	55,000
貸 倒 引 当 金	△463	長 期 借 入 金	32,848
固 定 資 産	257,230	退 職 給 付 に 係 る 負 債	29,263
有 形 固 定 資 産	181,302	繰 延 税 金 負 債	5,324
建 物 及 び 構 築 物	62,400	そ の 他	1,079
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	86,358	負 債 合 計	209,091
土 地	19,659	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	9,726	株 主 資 本	347,056
そ の 他	3,156	資 本 金	47,869
無 形 固 定 資 産	4,701	資 本 剰 余 金	54,825
の れ ん	460	利 益 剰 余 金	262,010
ソ フ ト ウ エ ア	4,005	自 己 株 式	△17,649
そ の 他	234	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,249
投 資 そ の 他 の 資 産	71,226	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	27,580
投 資 有 価 証 券	68,252	為 替 換 算 調 整 勘 定	△16,527
繰 延 税 金 資 産	1,496	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△5,804
そ の 他	2,000	非 支 配 株 主 持 分	2,404
貸 倒 引 当 金	△523	純 資 産 合 計	354,710
資 産 合 計	563,801	負 債 純 資 産 合 計	563,801

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	百 万 円
売 上 高		372,919
売 上 原 価		250,017
売 上 総 利 益		122,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		69,306
営 業 利 益		53,595
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,579	
そ の 他	2,419	4,999
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	342	
そ の 他	2,693	3,036
経 常 利 益		55,559
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	487	487
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	773	
減 損 損 失	20,187	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	74	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	77	
和 解 金	99	21,212
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		34,833
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,434	
法 人 税 等 調 整 額	△2,598	8,836
当 期 純 利 益		25,997
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		394
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		25,602

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 47,869	百万円 54,824	百万円 245,463	百万円 △7,647	百万円 340,510
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△9,055		△9,055
親会社株主に帰属する当期純利益			25,602		25,602
自己株式の取得				△10,001	△10,001
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	16,546	△10,001	6,545
当 期 末 残 高	47,869	54,825	262,010	△17,649	347,056

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 22,733	百万円 △15,640	百万円 △8,734	百万円 △1,640	百万円 2,174	百万円 341,044
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△9,055
親会社株主に帰属する当期純利益						25,602
自己株式の取得						△10,001
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,846	△887	2,930	6,889	230	7,120
当 期 変 動 額 合 計	4,846	△887	2,930	6,889	230	13,665
当 期 末 残 高	27,580	△16,527	△5,804	5,249	2,404	354,710

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 41社

- ・ 海外 30社…米国特殊陶業(株)
Wells Vehicle Electronics, L.P.
米国テクノロジー(株)
英国NGKスパークプラグ(株)
欧州NGKスパークプラグ(有)
フランスNGKスパークプラグ(株)
ブラジル特殊陶業(有)
上海特殊陶業(有)
オーストラリアNGKスパークプラグ(株) 他
- ・ 国内 11社…セラミックセンサ(株)
(株)日特スパークテック東濃
(株)日特スパークテックWK S
(株)神岡セラミック
NTKセラミック(株)
(株)NTKセラテック 他

(2) 連結範囲の異動

(新規) 2社

- ・ 国内 2社…NTKセラミック(株) (新)
CS中津川(株)

新規に設立した上記2社を、連結の範囲に含めております。

(除外) 1社

- ・ 国内 1社…NTKセラミック(株) (旧)

NTKセラミック(株) (旧) は、当連結会計年度に当社に吸収合併されております。

(3) 非連結子会社 7社

- ・ 海外 5社…エクアドルNGKスパークプラグ(有) 他
- ・ 国内 2社…日特電子(株)、にっとくスマイル(株)

上記7社は、総資産・売上高・当期純利益・利益剰余金等のいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社 3社

- ・海外 1社…友進工業(株)
- ・国内 2社…東海耐摩工具(株)、(株)日本エム・ディ・エム

(株)日本エム・ディ・エムについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 主要な持分法非適用会社

- ・非連結子会社 …エクアドルNGKスパークプラグ(有)
日特電子(株)、にっとくスマイル(株)
- ・関連会社 …早川精機工業(株)

持分法非適用会社はいずれも小規模であり、それぞれ当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、また、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日(3月31日)と異なる会社は、友進工業(株)であり、決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日(3月31日)と異なる会社は、上海特殊陶業(有)、常熟特殊陶業(有)、特殊陶業実業(上海)(有)、メキシコNGKスパークプラグ(株)、(有)NGKスパークプラグユーラシア他2社であり、決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
発生日以降その効果が発現すると見積られる期間（概ね5年～10年）で均等償却しております。
- (7) 消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 301,800百万円
2. 偶発債務
 - (1) 従業員の銀行借入に対する保証債務は14百万円であります。
 - (2) 当社グループは、自動車関連事業における過去の一部の取引において競争法違反の疑いがあるとして海外の当局による調査を受けております。これに関連し、顧客からの損害賠償の交渉、民事訴訟も提起されています。今後、新たな事実が判明した場合は追加の損失が発生する可能性があります。現時点では連結計算書類に与える影響を合理的に見積もることは困難であります。

連結損益計算書に関する注記

減 損 損 失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額	経緯
自動車関連品 製造用	米国	のれん	7,513百万円	当該資産は、自動車関連事業において北米市場にて自動車関連品を製造販売する連結子会社Wells Vehicle Electronics Holdings Corp.に関連するのれん等及び事業用資産であります。同社の手掛ける事業は、買収当初策定した計画を下回って推移していることから、今後の事業計画の見直しを行った結果、減損損失を認識しました。
		無形固定資産（その他）	8,765百万円	
機械装置 他	3,908百万円			
		計	20,187百万円	

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎に資産のグループ化を行っており、遊休資産については個別資産ごとにグループ化を行っております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は零と見積もっております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式総数 普通株式	223,544,820	-	-	223,544,820
自己株式数 普通株式(注1、2、3)	5,923,363	5,397,451	58	11,320,756

(注) 1. 自己株式数の増加のうち851株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 自己株式数の増加のうち5,396,600株は、平成28年7月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得による増加であります。

3. 自己株式数の減少58株は、単元未満株式の売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年5月9日 取締役会	普通株式	4,570	21.00	平成28年3月31日	平成28年6月8日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	4,485	21.00	平成28年9月30日	平成28年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,456	21.00	平成29年3月31日	平成29年6月8日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については経理規程に従って短期的な預金や、信用格付及び流動性の高い債券に限定しております。資金調達に関しては、銀行等金融機関のほか社債の発行等を通じた直接資本市場から調達しております。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用に応じて支払期限の調整を行うことや、担保を受入れることで、そのリスクを軽減しております。有価証券は、主として譲渡性預金及び債券、投資有価証券は主として株式であり、上場株式及び債券に関しては四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金及び社債の用途は、運転資金及び設備投資資金であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクを軽減する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を、外貨建借入金に係る為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクを軽減する目的で金利通貨スワップ取引を利用しており、内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（連結貸借対照表日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金及び預金	45,733	45,733	-
受取手形及び売掛金	91,594	91,594	-
有価証券			
その他有価証券	57,210	57,210	-
投資有価証券			
その他有価証券	54,332	54,332	-
買掛金	(30,045)	(30,045)	-
短期借入金	(11,259)	(11,259)	-
長期借入金	(32,848)	(32,982)	(134)
社債	(55,000)	(55,287)	(287)
デリバティブ	253	253	-

(注) 1. 負債に計上されているものに関しては () で表示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金ならびに受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券ならびに投資有価証券

これらの時価については、債券については取引金融機関から提示された価格、株式は取引所の価格によっております。

③買掛金ならびに短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤社債

社債の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

⑥デリバティブ

デリバティブの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額12,256百万円）及び非上場株式（その他有価証券 連結貸借対照表計上額1,662百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,660円6 銭
1 株当たり当期純利益	119円44銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
百万円		百万円	
流 動 資 産	185,629	流 動 負 債	73,275
現金及び預金	1,367	買掛金	33,795
受取手形	1,885	前受金	119
売掛金	68,925	関係会社短期借入金	15,163
有価証券	55,830	未払金	8,664
製品	11,750	未払法人税等	4,520
仕掛品	13,117	未払費用	10,185
原料及び材料	520	預り金	711
貯蔵品	1,787	その他	115
前払費用	249		
未収収入	946	固 定 負 債	104,212
未収入金	17,504	社債	55,000
繰延税金資産	4,627	長期借入金	32,848
繰延税金負債	7,129	退職給付引当金	14,182
貸倒引当金	△11	繰延税金負債	1,879
		その他	302
固 定 資 産	258,282	負 債 合 計	177,487
有形固定資産	130,655	純 資 産 の 部	
建物	42,925	百万円	
構築物	1,929	株 主 資 本	239,133
機械及び装置	64,835	資本金	47,869
車両運搬具	180	資本剰余金	54,825
工具、器具及び備品	1,132	その他資本剰余金	54,824
土地	14,016	利益剰余金	0
建物	5,635	利益準備金	5,837
無形固定資産	2,378	その他利益準備金	148,250
ソフトウェア	2,378	特別償却準備金	168
投資その他の資産	125,248	繰越利益剰余金	148,082
投資有価証券	55,427	自 己 株 式	△17,649
関係会社株	43,766	評価・換算差額等	27,290
出資	331	その他有価証券評価差額金	27,290
関係会社出資金	10,571	純 資 産 合 計	266,424
関係会社長期貸付金	24,670	負 債 純 資 産 合 計	443,911
その他の	159		
貸倒引当金	△9,679		
資 産 合 計	443,911		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		269,235
売 上 原 価		204,163
売 上 総 利 益		65,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		33,343
営 業 利 益		31,728
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,224	
そ の 他	3,417	7,641
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	241	
そ の 他	11,804	12,045
経 常 利 益		27,324
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	66	66
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	722	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	14,993	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	77	
和 解 金	99	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	527	16,470
税 引 前 当 期 純 利 益		10,921
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,039	
法 人 税 等 調 整 額	827	5,867
当 期 純 利 益		5,053

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	47,869	54,824	0	54,824	5,837	185	165,549	165,735	171,572
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△9,055	△9,055	△9,055
当 期 純 利 益							5,053	5,053	5,053
特別償却準備金の積立						40	△40	—	—
特別償却準備金の取崩						△57	57	—	—
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
会社分割による減少							△13,482	△13,482	△13,482
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	△17	△17,466	△17,484	△17,484
当 期 末 残 高	47,869	54,824	0	54,825	5,837	168	148,082	148,250	154,088

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△7,647	266,619	22,480	22,480	289,100
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△9,055			△9,055
当 期 純 利 益		5,053			5,053
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
自己株式の取得	△10,001	△10,001			△10,001
自己株式の処分	0	0			0
会社分割による減少		△13,482			△13,482
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,809	4,809	4,809
当 期 変 動 額 合 計	△10,001	△27,485	4,809	4,809	△22,676
当 期 末 残 高	△17,649	239,133	27,290	27,290	266,424

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上の方法
 - ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
6. ヘッジ会計の方法 一体処理 (特例処理、振当処理) の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。
7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	218,958百万円
2. 関係会社金銭債権債務	
短期金銭債権	74,292百万円
長期金銭債権	24,670百万円
短期金銭債務	30,495百万円
3. 偶発債務	
(1) 従業員の銀行借入に対する保証債務は14百万円であります。	
(2) 当社グループは、自動車関連事業における過去の一部の取引において競争法違反の疑いがあるとして海外の当局による調査を受けております。これに関連し、顧客からの損害賠償の交渉、民事訴訟も提起されております。今後、新たな事実が判明した場合は追加の損失が発生する可能性があります。現時点では計算書類に与える影響を合理的に見積もることは困難であります。	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	203,300百万円
売上原価	105,179百万円
販売費及び一般管理費	1,855百万円
営業取引以外の取引高	5,717百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項	
普通株式	11,320,756株

税効果会計に関する注記

(繰延税金資産)

減損損失	3,450百万円
減価償却費	1,762百万円
退職給付引当金	4,702百万円
関係会社株式	7,142百万円
たな卸資産	1,452百万円
未払費用	2,655百万円
貸倒引当金	2,951百万円
その他	2,781百万円

繰延税金資産 小計	26,898百万円
-----------	-----------

評価性引当額	△12,106百万円
--------	------------

繰延税金資産 合計	14,791百万円
-----------	-----------

(繰延税金負債)

有価証券評価差額	△11,959百万円
特別償却準備金	△73百万円
その他	△10百万円

繰延税金負債 合計	△12,043百万円
-----------	------------

繰延税金資産の純額	2,748百万円
-----------	----------

関連当事者に関する注記

(子会社)

種類	名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	米国特殊 陶業(株)	米国	千米ドル 81,800	自動車関連 製品の製造 販売、機械 工具の販売	100% (注1)	1名	当社製品 の販売 当社から 原材料の 一部購入	製品及び 部品の 販売	49,395	売掛金	17,025
子会社	欧州NGK スパーク プラグ(有)	ドイツ	千ユーロ 6,000	自動車関 連、半導体 関連、セラ ミック関連 製品の販売	100%	1名	当社製品 の販売	製品の 販売	55,054	売掛金	15,458
子会社	Wells Vehicle Electronics Holdings Corp.	米国	千米ドル 100,000	持株会社	100%	1名	資金の貸 付	資金の回 収	506	関係会社 長期貸付 金	14,113
子会社	セラミック センサ(株)	愛知県 小牧市	百万円 2,500	自動車用 センサの 製造	100%	なし	製品を当 社へ納入	製品等の 仕入	47,627	買掛金	4,971
								原材料の 有償支給	36,070	未収入金	3,880
子会社	NTK セラミック(株)	愛知県 小牧市	百万円 100	セラミック ICパッケー ジの製造販 売	100%	1名	製品を当 社へ納入 資金の借 入	製品等の 仕入	9,758	買掛金	4,750
								資金の借 入	8,581	短期借入 金	8,581
								会社分割 譲渡資産 譲渡負債	13,500 18	-	-

(注) 1. 米国ホールディング(株)を通じての間接保有であります。

2. 取引条件及び取引条件の方針決定等

- ①上記各社に対する当社製品等の販売に関しては、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、オーダー毎に価格交渉のうえ決定しております。
- ②上記各社からの製品等の仕入については、各社から提示された価格を基に当社の採算を勘案して決定しております。
- ③上記各社への原材料の有償支給については、当社の原価より算出した価格を基に決定しております。
- ④Wells Vehicle Electronics Holdings Corp.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利

率を合理的に決定しております。

- ⑤NTKセラミック(株)からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ⑥NTKセラミック(株)への会社分割による譲渡資産及び負債については、分割日の前日に付された適正な帳簿価額によっております。
3. 子会社への債権に対し、合計9,562百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において9,562百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4. 消費税の発生する取引及びその残高において、取引金額には消費税を含んでおらず、期末残高には消費税を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,255円39銭
1 株当たり当期純利益	23円58銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

日本特殊陶業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 横 井 康 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本特殊陶業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本特殊陶業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

日本特殊陶業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 横 井 康 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本特殊陶業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告書に記載の過去の取引における独占禁止法違反に関わる件につきましては、現在、当社及び当社グループが、再発防止及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成29年5月9日

日本特殊陶業株式会社 監査役会

常勤監査役 松 成 慶 一[㊟]

常勤監査役 水 野 文 夫[㊟]

監 査 役 佐 尾 重 久[㊟]

監 査 役 増 田 健 一[㊟]

(注) 監査役佐尾重久及び監査役増田健一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第1号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役10名全員は任期満了となりますので、社外取締役候補者3名を含めた取締役10名の選任をお願いするものであります。

【当社の取締役の選任に関する方針】

当社は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な人材で取締役会を構成することが重要であると考えており、また社外取締役を複数名選任して取締役会を構成することを通じ、社外の視点を取り入れて監督機能を強化するとともに意思決定の透明性を確保することを重視しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	お どう しん いち 尾 堂 真 一 (昭和29年4月3日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年2月 当社自動車関連事業本部営業本部海外市販部長 平成17年7月 米国特殊陶業株式会社社長 平成19年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社社長執行役員（現在に至る） 平成28年4月 当社代表取締役会長兼社長（現在に至る）	株 16,308
2	しば がき しん じ 柴 垣 信 二 (昭和28年12月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年10月 当社経理部長 平成19年4月 米国ホールディング株式会社社長 平成19年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社専務取締役 平成24年4月 当社取締役専務執行役員 平成25年4月 当社取締役副社長執行役員 平成25年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 平成28年4月 当社代表取締役副会長（現在に至る）	20,855

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	なか がわ たけ し 中川 武司 (昭和31年9月20日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年2月 当社資材部長 平成20年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員 平成25年4月 当社取締役専務執行役員（現在に至る） (担当) 経営管理本部本部長、秘書室担当、本社工場長	株 12,895
6	かわ い たけし 川合 尊 (昭和37年10月13日生)	昭和62年4月 当社入社 平成23年2月 当社自動車関連事業本部センサー事業部 第2技術部長 平成24年4月 当社執行役員 平成27年4月 当社常務執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役専務執行役員（現在に至る） (担当) 企画統括本部本部長、小牧工場長	1,803
7	新任 か どう みきひこ 加藤 三紀彦 (昭和37年8月18日生)	昭和60年4月 当社入社 平成24年2月 当社経営企画部長 平成24年8月 ブラジル特殊陶業有限会社社長 平成27年10月 当社経営企画部部长 平成28年4月 当社執行役員（現在に至る） (担当) 経営戦略本部本部長	3,361

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外取締役候補者</div> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">おお たき もり ひこ 大瀧 守彦 (昭和29年6月11日生)</p>	<p>平成8年8月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケアカンパニー代表取締役社長</p> <p>平成23年8月 株式会社パナソニック取締役副会長</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役（現在に至る）</p> <p>平成28年6月 Henry Schein Japan株式会社取締役 （現在に至る）</p> <p>平成28年8月 株式会社パナソニック副会長（現在に至る） （重要な兼職の状況） Henry Schein Japan株式会社取締役</p>	株 2,185
<p>取締役会出席回数（平成28年度）：12回／13回 社外取締役在任年数：4年（本定時株主総会終結時）</p> <p>【社外取締役候補者とする理由】 グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識を有しており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされていることから、引き続き当社のコーポレートガバナンスの維持強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>【独立性について】 大瀧守彦氏が取締役副会長を務めておりました株式会社パナソニックと当社との間には人材派遣に関する取引関係がありますが、取引金額は同社売上高の0.1%未満と極僅少であり、また同氏が現在取締役を務めているHenry Schein Japan株式会社と当社との間には取引関係はなく、当社が定める独立役員選任基準（60ページに記載）を満たしていることから独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外取締役候補者</div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>たま がわ めぐみ</small> 玉川 恵 (昭和33年5月10日生) </p>	<p>平成2年8月 公認会計士登録 平成3年2月 東陽監査法人入所 平成12年10月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク日本支社経理部マネージャー 平成16年10月 株式会社丸屋本社入社 平成18年3月 株式会社丸屋本社代表取締役 平成28年3月 株式会社丸屋本社取締役（現在に至る） 平成28年6月 当社社外取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 株式会社丸屋本社取締役</p>	株 81
	<p>取締役会出席回数（平成28年度）：10回／10回（平成28年6月29日社外取締役就任以降） 社外取締役在任年数：1年（本定時株主総会終結時）</p> <p>【社外取締役候補者とする理由】 当社とは異なる業種での企業経営者として培われた豊富な経験及び高い見識ならびに公認会計士として培われた専門的な知識を有しており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされていることから、引き続き当社のコーポレートガバナンスの維持強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【独立性について】 玉川恵氏が取締役を務めております株式会社丸屋本社と当社との間には取引関係はなく、当社が定める独立役員選任基準（60ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式数には、日本特殊陶業役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 大瀧守彦、安井金丸、玉川恵の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、平成28年11月にブラジル経済擁護行政委員会との間で、自動車用スパークプラグの過去の一部取引に関して、ブラジル競争保護法違反の疑いがあるとして、和解金を支払うことで同委員会と合意いたしました。また、平成29年1月に韓国におきまして、自動車用酸素センサの過去の一部取引に関して、同国の独占規制及び公正取引に関する法律に違反する行為があったとして、韓国公正取引委

員会より課徴金を課す旨の発表を受けました。当社は、法令遵守を重要な経営課題と位置付けており、社外取締役の大瀧守彦、安井金丸、玉川恵の各氏においても、日頃から取締役会等で法令遵守の重要性及びその徹底に関する意見表明を行っております。

当該事実発生後においても、社外取締役の各氏は、これまでの法令遵守に関する発言に加え、海外の競争法を含む独占禁止法違反の根絶及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進等について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

5. 当社は、社外取締役が期待された役割を発揮できるよう、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を社外取締役との間で締結できる規定を設けております。

大瀧守彦、安井金丸、玉川恵の各氏は、既に当社と責任限定契約を締結しており、各氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役松成慶一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役佐尾重久氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお本総会において選任いただく監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> ほっ た やす ひこ 堀田 泰彦 (昭和32年5月9日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年2月 当社経理部長 平成20年11月 当社情報通信関連事業本部半導体部品事業部部長 平成21年6月 当社情報通信関連事業本部企画部部長 平成23年2月 当社情報システム部部長 平成23年7月 当社理事 平成28年4月 当社経営戦略本部働き方改革室理事 (現在に至る)	株 2,300

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
	<p>新任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>なが とみ ふみ こ 永富史子 (昭和27年11月28日生)</p>	<p>昭和56年4月 弁護士登録、蜂須賀法律事務所入所</p> <p>平成元年3月 同所退所</p> <p>平成元年4月 永富法律事務所開設（現在に至る）</p> <p>平成18年5月 株式会社UCS社外監査役（現在に至る）</p> <p>平成28年6月 中部電力株式会社社外監査役（現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士、株式会社UCS社外監査役、 中部電力株式会社社外監査役</p>	株 0
2	<p>【社外監査役候補者とする理由】</p> <p>長年にわたり弁護士として培われた専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外監査役として当社の経営全般に対して的確な監査をしていただけるものと考え、社外監査役候補者いたしました。</p> <p>同氏はこれまで社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>【独立性について】</p> <p>永富史子氏が所属する法律事務所と当社との間には取引関係はなく、当社の定める独立役員選任基準（60ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、選任をご承認いただいた場合には株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永富史子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役が期待された役割を發揮できるよう、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を社外監査役との間で締結できる規定を設けております。
- 永富史子氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏と当社との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 堀田泰彦氏は、長年当社経理部に勤務した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考)

当社における社外役員の独立性に関する基準

当社は、会社法で定められた社外役員の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準に加えて、下記の通り当社独自の「独立役員選任基準」(※注1)を策定し、これら全てを満たす者を独立役員に指定することといたします。

1. 当社グループとの間で、直近過去3年間における双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近過去3年間に取締役、監査役、執行役または支配人その他の使用人(執行役員を含み、社外取締役、社外監査役を除く。以下「取締役等」という)にならなかったことがない者
2. 当社グループの現在の主要株主及び当社グループが主要株主である会社の取締役等でない者(なお、主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする)
3. 当社グループの主要借入先において、直近過去3年間に在籍していない者(なお、主要借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者とする)
4. 当社グループから現在報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でない者
5. 当社グループが直近過去3年以内のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付をしていない者(※注2)
6. 当社グループから取締役等を受け入れている会社またはその子会社の取締役等でない者
7. 現在または過去における当社グループの取締役等の二親等以内の親族でない者
8. 当社グループと恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れのない者

(注1) ただし、企業合併その他意図せずした背景等で第三者に対して明確に独立性を説明できる理由がある場合には、上記に該当した場合でも独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

(注2) ただし、1,000万円以上の寄付を行った場合であっても、当該寄付が独立役員候補者と同一の大学・研究所等に所属する別の教授や研究室に個別に行われた寄付である等、第三者に対して当該寄付が独立役員候補者の独立性の判断に影響を与えないことを明確に説明できる理由がある場合には、独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

【第3号議案及び第4号議案に関する取締役報酬制度改定のご参考情報】

当社は取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めることを目的に、これまでの報酬体系の見直しを行い、株主総会決議を前提として、業績に連動する報酬の割合を高め、さらに金銭で支給していた基本報酬の一部を原資として新たに株式報酬制度を導入することを決定いたしました。

第3号議案においては、取締役の会社業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、金銭で支給している報酬等の内、会社業績に連動する賞与の比率を引き上げ、基本報酬部分の比率を引き下げるために取締役の報酬等の額の改定を提案するものであります。

第4号議案においては、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆さまと利害を共有することを目的として、これまで金銭で支給していた基本報酬の一部を原資として新たに業績連動型株式報酬の導入を提案するものであります。

なお、当社は取締役の報酬制度改定の決定に際し、独立社外取締役と意見交換を実施し、当該内容を踏まえ取締役会で審議の上、株主総会への付議を決定しております。

第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社取締役の報酬等は、金銭で支給される「基本報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」で構成されており、報酬等の額については平成18年6月29日開催の第106回定時株主総会において、報酬総額（賞与総額を除く）として月額8,000万円以内、賞与総額として年額1億2,000万円以内と決議いただいております。

このたび、取締役の会社業績向上に対するインセンティブを高め、当社の業績向上及び企業価値増大につなげることを目的として、単年度の会社業績達成度等に連動する賞与の報酬に対する比率を引き上げるため、取締役の報酬等の額を以下のように変更させていただきたいと存じます。

報酬の総額（賞与総額を除く）	月額6,000万円以内
賞与総額	年額1億8,000万円以内

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役に対しては、基本報酬のみを支給いたします。また、第1号議案を原案通りご承認いただきますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役は3名）となります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社取締役の報酬等は、金銭で支給される「基本報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者（以下「非居住者」といいます。）を除きます。）及び当社執行役員（非居住者を除きます。取締役と併せて、以下「取締役等」といいます。）を対象に、役位及び中期経営計画等で掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案でお諮りしております取締役の金銭による報酬等の限度額（報酬の総額（賞与総額を除く）月額6,000万円以内、賞与総額年額1億8,000万円以内。）とは別枠で、これまで取締役等に対して金銭で支給していた基本報酬の一部を原資として、取締役等に対して株式報酬を支給することを提案するものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案を原案通りご承認いただきますと7名となります。また、上記の通り、本制度は、執行役員も対象としており、本総会終結の時の執行役員（取締役を除く。）のうち、本制度の対象となるものの員数は12名であります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆さまと利害を共有することを目的としております。また、これまで取締役等に対して金銭で支給していた基本報酬の一部を原資としており、これまで以上に業績に連動する報酬体系に移行するため、導入は相当であると考えております。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って役位及び業績達成度に応じて当該信託を通じて当社株式等の交付等がなされる業績連動型の株式報酬制度であります。

本制度による役員報酬は、業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う「業績連動部分」と役位に応じて一定数の当社株式等の交付等を行う「固定部分」から構成されます。「業績連動部分」は当社の業績向上に向けた取締役等の動機付け及び中長期の業績と役員報酬の連動強化を目的とし、「固定部分」は取締役等の株式保有を通じた株主の皆さまとの利害共有の強化を目的としております。（詳細は（2）以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（社外取締役及び非居住者を除く。） ・当社の執行役員（非居住者を除く。）
②当社が拠出する金員の上限及び取締役等が取得する当社株式数の上限ならびに本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・4事業年度を対象として、合計1,000百万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・上限となる株数は4年間で合計667千株であり、発行済株式の総数（平成29年3月末日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.31% ・当社株式は、株式市場からの取得予定のため、希薄化は生じない
③業績連動部分における業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・「決算短信の業績予想値」に対する達成度ならびに「中期経営計画の目標値」に対する達成度に応じて0~200%の範囲で決定 ・業績目標の達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益及びROICを採用
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間終了後 ・対象期間は、平成30年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した、平成30年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「対象期間」といいます。）とします。

当社は、対象期間である4事業年度に対して上限額を1,000百万円として信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場から取得します。信託金の上限金額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しております。

当社は、対象期間中の毎年、取締役等に対し、ポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期（下記（4）のとおり。）において、それまでに付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時に、改めて株主総会において承認を受けた上で、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等には、当社株式等の交付等の前提として、信託期間中の毎年6月1日に、同年3月末日で終了する事業年度（初回は平成30年3月末日で終了する事業年度。）において、一定のポイントが付与されます（以下「付与ポイント」といいます。）。

付与ポイントは、取締役等の役位及び業績目標の達成度（※）に応じて決定され、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて原則として対象期間終了後において当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の総数が株式の分割、株式の併合等によって増加または減少した場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて1ポイントあたりの当社株式を調整します。

※業績達成度を評価する指標は、単年度業績目標と中期業績目標に基づき設定されます。

①単年度業績目標の達成度を評価する指標

決算短信の業績予想値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。
業績目標の達成度等を評価する指標は、連結売上高及び連結営業利益とします。

②中期業績目標の達成度を評価する指標

中期経営計画の目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。
業績目標の達成度等を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益及びROICとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数に基づいて取締役等に交付等が行われる当社株式の総数は、対象期間である4事業年度で、667千株を上限とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しております。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間終了直後の7月（平成33年7月）頃に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じて当社株式等について本信託から交付等を受けます。

このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の50%（単元未満株式は切上げ）の当社株式について交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が任期満了以外の事由により退任（自己都合により退任する場合及び正当な解任事由に基づき解任される場合を除きます。）した場合、取締役等は所定の手続を経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイントの50%（単元未満株式は切上げ）については当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が非居住者となった場合は、その時点における累積ポイントの50%（単元未満株式は切上げ）については当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

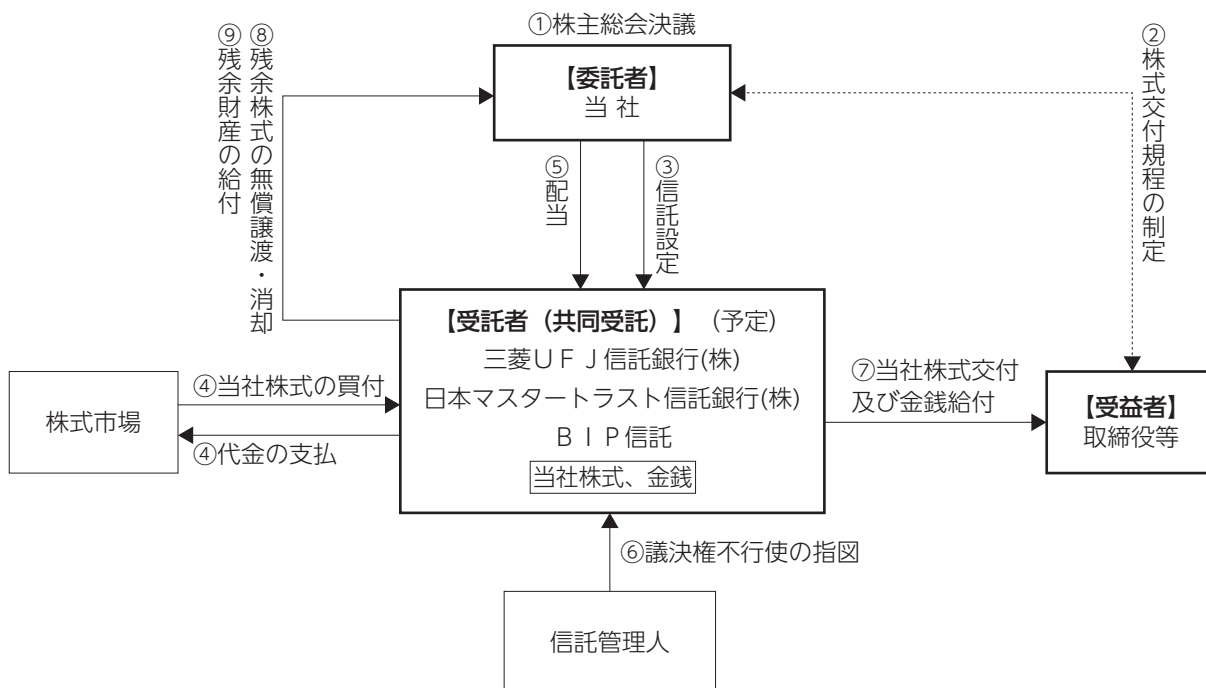
(6) その他本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において決定します。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：平成29年5月9日付プレスリリースの抜粋）をご参照ください。

(平成29年5月9日付プレスリリースの抜粋)



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、改めて株主総会で承認を受けた上で、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、取締役等に分配された後の財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上

